

# 高針グラウンド・ゴルフ同好会 会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、高針グラウンド・ゴルフ同好会と称し、事務局を高針コミュニティセンター内に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第2条 グラウンド・ゴルフを通じて会員の健康増進に努め、組織に対する誇りと品格を持ち、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

### (組織)

第3条 本会は高針学区に居住するグラウンド・ゴルフ愛好者をもって組織し、高針学区連絡協議会の後援を受けるものとする。

### (事業)

第4条 第2条の目的のため、主として次の事業を行う。

- (1) 毎週の練習参加
- (2) 同好会会長杯大会参加
- (3) 区大会参加
- (4) 市大会参加
- (5) その他の大会参加

## 第3章 役員

### (役員)

第5条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名

### (役員を選任)

第6条 本会の役員は、総会において選任する。

### (役員の仕事)

第7条 本会の役員は、次の仕事にあたる。

- (1) 会長は、本会を代表し、すべての仕事を統括する。  
尚、会長は、名東区グラウンド・ゴルフ協会の役員を併任する。
- (2) 副会長は、会長を補佐するとともに、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計業務を担当し、下位の運営に参加する。

## (役員任期)

第8条 役員任期は、1年とし、再任を妨げない。

第9条 本会の事務を処理する事務局を、会長の指定する場所に置く。

## 第4章 機関

### (総会)

第10条 本会の運営のため、次の機関を設ける。

#### (総会)

1. 総会は、毎年1月に定期総会を開催する。なお、会長が必要と認めた場合は、臨時に総会を開催することができる。
2. 総会は、会員で構成し、その過半数により成立する。なお、出席が困難な場合は、委任状を認める。
3. 承認事項
  - (1) 予算、決算、事業計画に関する事項
  - (2) 会則の改廃に関する事項
  - (3) 役員選出に関する事項
  - (4) その他の必要事項

## 第5章 会計

### (会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日迄とする。

### (経費)

第12条 本会の運営は、各会員から納付される会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

### (会費)

第13条 本会の会計処理は、次の通りとする。

1. 会費は、会員から年会費として金1,200円を毎年1月中に徴収する。
2. 新規入会者は、入会日より月割り計算(月額100円)した会費を徴収する。
3. 年度途中で脱会した会員に対しては、年会費の返還は行わないものとする。

### (臨時収入)

第14条 前条のほか、経費に必要を生じた場合は、役員はその決定によって臨時に徴収することができる。

## 第6章 規約

### (規約の改廃)

第15条 本会則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

### (規約の効力発生)

第16条 本会則は、平成24年1月29日から発効するものとする。